

令和7年3月14日

報道機関 各位

【記者発表のご案内】

永青文庫が熊本大学に寄託している貴重資料のうち
新たに9,346点が国の重要文化財に

（ポイント）

- 令和7年3月21日、文化審議会（文化財分科会）は、公益財団法人永青文庫が所有し熊本大学附属図書館に寄託している貴重資料のうち、古文書9,346点を国の重要文化財「細川家文書」に追加指定するよう、文部科学大臣に答申する予定です。
- 「細川家文書」のうち、織田信長文書群をはじめとする中世文書等266点は、2013年に国の重要文化財に指定されています。今回はそれらに、細川家々伝の資料（御家の宝）と位置づけられた、17世紀初期から明治初期にかけて作成された貴重な史料群を追加するものです。これによって、永青文庫所有の貴重資料のうち国の重要文化財「細川家文書」は9,612点になりました。
- 追加指定文書の中でも特に注目されるのは、戦国武将として著名な細川忠興（三斎）や、寛永期（1620～30年代）の明君と評価される細川忠利らの発給文書群、忠利やその後継者細川光尚の裁可文書群、寛永末期の細川家代替り（忠利→光尚）に際して家臣たちから相次いで提出された血判起請文群、忠利・光尚の相談役であった沢庵和尚が彼らに送った書状群などで、江戸時代初期の古文書としては質・量ともに類例をみません。さらに、19世紀に家臣団から藩主に上申された意見書・献策書等を取りまとめた「上書」65冊や、熊本城天守に保管されていた細川家歴代当主の甲冑の廃藩置県に際しての行方を示す証文群など、近世中期以降の貴重な文書も多数含まれます。
- 今次の追加指定は、熊本県教育庁文化課所管の永青文庫常設展示振興基金（2008年設置）から資金配分を受けた熊本大学が、永青文庫研究センターを設置し、公益財団法人永青文庫と協力しながら、2009年から約6年半の歳月をかけて作成した「熊本大学寄託永青文庫資料総目録」（約5万7,700点分）のデータを基にして実現されました。基金の創設と基礎調査にご尽力いただいた各位に、深くお礼申し上げます。

（記者発表について）

本件について、詳細を説明する機会を下記のとおり設けます。参加をご希望の場合は、お手数ですが、

3月19日（水）までに、下記の申込みリンクまたはQRコードからお申込み願います。

記

- ・日時：令和7年3月21日（金）17:00～18:00
※文化庁の審議会終了時刻によっては開催時刻が遅れる可能性もあります。
- ・登壇者：細川護光（公益財団法人永青文庫理事長）、稲葉継陽（熊本大学永青文庫研究センター長）
- ・場所：熊本大学黒髪南地区事務局1階大会議室、オンライン（Zoom）
※オンライン参加の場合は、折り返しリンク等をご連絡いたします。チャットで質問も可能です。
- ・申込みフォーム：<https://forms.gle/Lf6YvWJZfRVnN1cm6>



[追加指定までの経緯]

1. 「永青文庫常設展示振興基金」と「熊本大学永青文庫研究センター」の設置

永青文庫は、室町期以来の細川家の歴史の中で蓄積されてきた美術工芸品や、中世から近世にかけての膨大な古文書類を所蔵している公益財団法人です。このうち、1,800点余の美術工芸品は熊本県立美術館に、また5万7,000点を超える文献史料や古典籍等は熊本大学附属図書館に寄託されていますが、従来は十分な全体調査が行われず、その全貌は明らかではありませんでした。このため熊本県は、県内の企業・団体の協力のもと、2008年3月に「永青文庫常設展示振興基金」を立ち上げ、それを原資として、日本でも有数の価値を持つ永青文庫資料の公開・活用に向けた取組みを開始しました。

中世から近世にかけての永青文庫の史料群は、質・量ともに日本最大級で、明治以降は細川忠利など歴代藩主の菩提寺であった妙解寺（現熊本市 北岡自然公園）の跡に建てられた北岡邸の蔵に保管されていましたが、1964年以降に熊本大学附属図書館に寄託され、現在に至っています。織田信長の文書群のほか、特に近世初期の膨大な当主書状類や裁可文書群、さらに藩政（行政）記録類が充実しており、日本近世の基礎資料として全国的にみても比類なき価値を持つものです。そこには統治、自治、法制、建築、土木、科学、文学、教育、美術ほか、人間活動のほとんど全域に及ぶ情報が集積されており、詳細な目録の作成と公表が行われれば、歴史研究のみならず、さまざまな領域で新たな知見をもたらすことが予想されました。そこで熊本大学では、2009年4月1日に「永青文庫研究センター」（当初は文学部附属）を立ち上げ、熊本県からの受託研究という形で上記基金の配分を受け、古文書等の総目録の作成を開始しました。

2. 「熊本大学寄託永青文庫資料総目録」の完成から国重要文化財への指定へ

「熊本大学寄託永青文庫資料総目録」（約5万7,700点分）は2015年11月に完成し、公益財団法人永青文庫や熊本県立美術館をはじめとする関係各機関に共有されて、研究や展覧会の企画立案等に活用されています。

その間の2013年6月には、織田信長の手紙58通を含む「永青文庫細川家文書」266通が国の重要文化財に指定されました。今度の指定はそれに次ぐものです。

2022年以来、文化庁文化財第一課と熊本大学永青文庫研究センター、公益財団法人永青文庫は、上記「総目録」記載データと資料現物との一点ごとの引き合わせ確認作業を継続しています。このたび追加指定される予定の永青文庫細川家文書9,346点は、この引き合わせ作業を完了した分で、全国的にも貴重な17世紀初期の文書が多数含まれています。

「永青文庫常設展示振興基金」の設置に尽力された方々、またお力添えいただいた企業・団体のみなさま、目録作成や引き合わせ確認の作業にご協力いただいたすべての方々に、厚くお礼申し上げます。

[指定文書群の内容]

今次の追加指定文書には、細川家の歴代当主＝藩主に直接関係する古文書が膨大に含まれます。これらは、江戸時代中期以降に統治機構としての藩の活動に即して作成された記録群（藩政史料）とは区別

され、家伝の資料（御家の宝）と位置づけられていた史料群です。

1. 近世前期の文書群

(1) 細川忠興（三斎、1563～1645）書状群

慶長5年（1600）から正保2年（1645）まで、細川忠興（三斎）が、後継者の忠利、その後継者の光尚に発し続けた書状群で、1,900通以上を数える。大半が江戸・国許間での情報交換に用いられたものである。初期幕藩関係の動態を示す貴重な政治史資料として評価されているが、内容はそれにとどまらず、領国支配、大名家の経済、大坂の陣や島原・天草一揆などの戦乱、文化、領国の自然、災害、開発、さらには領内の民心のあり方などにまで及ぶ。この時代の国家から領国社会までの態様をつぶさに語る無二の史料群である。

(2) 細川忠利（1586～1641）書状群

寛永9年（1632）末に熊本に入封してから死去の直前まで、忠利が国許から後継者の光尚（在江戸）らに出し続けた書状群で、400通以上が伝存し、忠興書状群に準じる貴重な内容をもつ。わけても、熊本藩主として初めて熊本城に入った忠利の第一声や、島原・天草一揆鎮圧のために出陣した光尚への叱咤激励を自筆で記した書状などは出色である。

なお、(1)および(2)は2018年に熊本県重要文化財に指定されている。

(3) 細川忠利・光尚（1619～1649）達書群

国許の奉行所で領国統治や人事に関する案件等を統括した「惣奉行衆」らに藩主が意思を伝達するのに用いた文書群。江戸や参勤途中で国許に発したものと国許で発したものでは様式が異なり、書状形式や自筆切紙、条書形式など、全体数約1,700通が5類型程度に分類される。奉行たちからの上申・報告を藩主が追認する内容のものも少なくない。初期国持大名の領国支配のあり方を極めて具体的に示す史料群である。

(4) 細川忠利・光尚裁可文書群

国許で奉行衆が行政案件や人事案件を上申した文書（伺書）に忠利自身が裁可を加えた複合文書が、小倉藩主時代（1621～32年）、熊本藩主時代（1632～41年）に平均して作成され、続く光尚の裁可文書も合わせると約650点伝存している。(3)とともに、単なる上意下達ではない、下位の担当者による起案→上司への上申→藩主裁可→下達・執行という過程による初期大名家の意思決定の構造を示してくれる、類稀なる文書群である。

(5) 家臣団血判起請文群

寛永18年（1641）3月に細川忠利が死去すると、細川家家老衆と細川三斎は、八代の三斎^{やつしる}隠居領や三斎末子（忠利弟）立允^{りゅういん}の処遇をめぐる対立し、御家騒動が危惧される事態になった。この時期に、細川家臣団は家老衆や新藩主光尚に次々と血判起請文を提出し、御家と御国（あわせて「御国家」）のために奉仕することを誓った。永続的な政治行政単位としての近世大名家確立の画期を語る貴重な史料群で、100通以上が伝存する。

起請文とは、自らの主張や約束が偽りなきことを仏神に誓約する文書で、中世に成立し、前半部分に主張・約束の内容を記し（「前書」）、後半には寺社が発行する「牛王宝印^{ごおうほういん}」と呼ばれた護符の裏面に前書の内容を担保する自己呪詛文言（「神文^{しんもん}」）を書いて貼り継ぐ様式が一般的で、戦国期には誓約者の血判がすえられ、誓約する相手の名前を明記するようになった。今回指定される細川家臣団の起

請文も、こうした近世起請文の様式上の特徴を備えている。

(6) 細川三斎隱居家関係史料群

正保2年(1645)12月に細川三斎(忠興)が死去すると、当主光尚と細川家老衆によって三斎隱居家は解体される。そのときに三斎に仕えてきた家臣たちが提出した御暇願等28通が伝存する。三斎一代限りに奉公するのを道理と主張する戦国ふうの主従制観をもつ最後の世代の武士たちの肉声であり、(5)の血判起請文群と合わせて、時代の画期を語る史料群である。

(7) 江戸幕府将軍・老中発給文書

歴代将軍や江戸幕府老中から細川家歴代藩主に出された文書群。将軍発給の文書は御内書と呼ばれ、礼状を中心に、180通余の伝存が確認される。江戸幕府老中の中ものは約160通あり、「老中奉書」と呼ばれ、幕府から諸藩への意思伝達に用いられた。江戸や時に上方で繰り上げられる将軍と諸大名との儀礼に関するものや、江戸城をはじめとする公儀の城普請、居城普請、それに加藤家改易と細川家肥後移封に関する史料等も含まれる。

(8) 沢庵書状群

大徳寺住持として紫衣事件(1627年)で幕府の宗教政策に異議を申し立て、後に将軍徳川家光に近侍して細川家歴代とも深く交流した沢庵宗彭(1573~1646)が、忠利や光尚に宛てた書状が130通伝存している。江戸からの情報提供だけではなく、忠利に禅や兵法の神髄を語り、若き光尚に藩主としての心得を説諭するなど、率直な内容に驚かされる。

(9) 兵法・軍法関係史料群

細川忠利・光尚が相伝した兵法や軍法の関係史料が豊富に伝存している。中山照守の高麗八条流馬術、疋田新陰流の兵法、坂巻重勝の東軍流兵法、松山主水の中条流兵法、柳生宗矩の新陰流兵法、小幡勘兵衛の甲州流軍学などに関する史料があり、(8)とも合わせて、近世初期の大名本人が身に付けた兵法と軍学、さらにその背後にある思想までも示してくれる。

2. 近世中期~明治初期の文書群

(1) 細川綱利(1643~1714)・重賢(1721~1785)・斉茲(1759~1835)・斉樹(1789~1826)・斉護(1804~1860)ら歴代藩主書状群

幕藩関係、家中の人事、財政改革、難渋者救済、対外関係などについて、上記の藩主らが家老や奉行に意思を伝達した書状等が写も含めて800通以上伝存する。当該期の政治行政上の諸課題への対応に、藩主がどのようなスタンスで関与したのかを示す史料群である。

(2) 細川家姫君消息群

細川藩主の妻、姉妹、娘たちが、江戸や嫁入り先から藩主に宛てた仮名書きの手紙群。日常生活や家族の様子、親類とのやり取りの様子、節句や年末年始の祝儀・贈答について伝えたものが大半だが、歌人として著名な就姫(細川治年娘、久我通明室、1787年生)の消息には、細川幽斎二百回忌の追善和歌勸進と幽斎神格化に関するものが含まれる。近世歌壇史研究に資する史料である。

(3) 上書

主に19世紀における藩主交替りに際して、家臣から提出され藩主の上覧に供された藩政諸般に関する意見書・献策書等を冊子にまとめたもの。全65冊446通が伝存している。近世後期の藩主が、統治、経済、学問、思想にまで及ぶ「国中の公論」を吸収して理想的な政治を実現する姿勢を求めら

れていたことを示す史料群である。

(4) 歴代当主甲冑関係史料群

明治4年(1871)の廃藩置県の翌年から明治6年にかけて、細川家は熊本城天守内に保管していた歴代藩主の甲冑を家臣たちに預けた。それら家臣たちが細川家に提出した甲冑預り願書および預り証書等が200通以上伝存している。廃藩置県による熊本城明渡しに際しての家臣たちの動向の一端を示すとともに、現存する細川家当主所用甲冑の廃藩以後の来歴を知る手がかりとなる点でも貴重である。

3. その他に注目される個別史料

(1) 霜女覚書^{しもじょ}

関ヶ原前哨戦における細川ガラシャ(細川忠興正室・明智玉)の死去から48年後にあたる正保5年(1648)、侍女の一人であった霜が、大坂細川邸でのガラシャ最期のありさまを伝えるために記したものである。現場に居合わせた人物の唯一の証言として、きわめて貴重な一巻である。現在広く共有されているガラシャ最期のイメージは、本覚書に由来するところが大である。

(2) 細川光尚遺書

慶安2年(1649)12月、細川光尚が死の直前に江戸藩邸で作成し、大老酒井忠勝らに將軍への披露を託した遺書。嫡子幼少を理由に肥後54万石の返上を申し出るという驚くべき内容の遺書である。幕府はこれをいったん受理するものの、じつは細川家老衆には領知返上の意思はなく、翌年4月に幕府は細川綱利への熊本領一円相続を認め、本遺書は細川家に返却された。こうして細川家存続の陰の歴史を示す遺書が永青文庫に伝わることとなった。

(3) 萬一熊本城渡申候時之相驗^{あいらし}(細川斉茲自筆)

寛政元年(1789)3月、藩主細川斉茲は参勤のため熊本を発つ当日、もし熊本城を幕府に明け渡さねばならない事態になったなら、間違いなく自分の城明渡しの意思が国許に伝わるように、「相驗」を用意した。自筆文書の奥書・印判部分を中央で裁断し、一方を江戸にいる自分が持ち、それが国許に送られてもう一方と合致したときのみ、熊本城を幕府に渡すという手筈であった。同様の相驗は、近世後期の他の藩主が作成したものも伝存している。たとえ藩主が江戸で幕府から改易や転封を命じられたとしても、藩主自身の明確な意思表示がなければ、国許の家老らは居城を決して明け渡さなかった。大名家の幕藩関係からの一定の自律性を示唆する史料である。

[今後の展開]

このように、今回の指定文書群は大名家当主本人の資質、大名家の組織の特質とその転換、幕藩関係、大名家の意思決定、経済、政策形成、社会思想、学問、文化に至るまで、近世日本の社会と国家を理解するための第一級の情報の集積体です。今度の国の重要文化財への指定を契機に、多くの研究者との共同研究を組織して成果を発信するとともに、原本の保全をはかりながら、史料画像の一般への公開を拡大していく予定です。

さらに、熊本大学寄託永青文庫資料の全体の指定をめざし、目録と現物との引き合わせ確認作業を継続していきます。

なお、今度の指定史料の原本30点程度を、2025年11月初旬に熊本大学で開催される熊本大学附属

図書館貴重資料展にて公開する予定です。また、永青文庫（東京・目白台）でも、研究者だけでなく多くの方に研究成果を分かりやすくお伝えできるような展覧会を計画してまいります。

●永青文庫とは

永青文庫は、肥後熊本 54 万石を治めた細川家の下屋敷跡にある、東京で唯一の大名家の美術館です。細川家は南北朝時代の頼有（1332～91）を始祖とし、近世細川家の初代藤孝（幽齋、1534～1610）と 2 代忠興（三斎、1563～1645）が大名家の礎を築き、3 代忠利（1586～1641）より 240 年にわたって熊本藩主をつとめました。永青文庫の名称は、中世細川家の菩提寺である建仁寺塔頭・永源庵の「永」、初代藤孝の居城・青龍寺城の「青」に由来します。所蔵品は、細川家伝来の美術工芸品や古文書、そして設立者である 16 代細川護立（1883～1970）の蒐集品で、国宝 8 件・重要文化財 35 件を含む 9 万 4000 点にのびります。

【お問い合わせ先】

熊本大学永青文庫研究センター

担当：（センター長・教授）稲葉 継陽

電話：096-342-2304

メール：inaba@kumamoto-u.ac.jp